

畏友 大畠儀一郎氏の闘い（二）

武田 剛

（会員 佐伯市木立）

興人は倒産する前、廃液溜池の不法設置と、廃液燃焼炉の大気汚染で市民会議から告発され、その上、今まで、興人寄りだった県からも告発されて、いよいよパルプ操業が出来ないと判断したのか、四十七年八月に「近い将来、パルプをやめる」と発表した。市民は公害の無い新事業に期待していたところ、翌年の六月に突然「原油基地計画」を発表してきた。「石間の東海岸に原油の受入れ出しの岸壁を造り、興人全敷地に原油タンク群を造る」という計画である。原油基地は、災害の恐れがあり、雇用も少なく人員整理が伴うのに、興人労組がすでに同意していたのは不可解だった。

この計画にいち早く反対を表明したのが、佐伯市が誘致した興人のためひどい被害を受けた鶴見町漁協であつ

た。組合長の清家太三郎氏と参事の阿部金利氏は、すぐさま佐伯市漁協と市民会議に共闘を呼びかけた。佐伯市漁協内には、興人に通じる連中がいたが、副組合長の大畠氏の引き締めで、共闘態勢を組んで立ち上がった。

まず、全漁船が大漁旗を掲げて壮大な海上デモをやり、気勢をあげて上陸し、市中デモに移ろうとした時、興人から佐伯市漁協に十億五千万円の巨額補償金の申し入れがあつた。漁協は動搖するかと思われたが、申し入れに来た興人社員が海に突き落とされんばかりに拒否された。「公害の上に災害まで持ち込むのか」という怒りと、興人不信だった。

その頃、小生に鶴見町漁協理事から「興人が理事に一人二十万円配って、切り崩しをはかつてている」という知らせがあった。反対ビラにそれを詳しく載せたら、金を配った人物から決闘を申し込まれた。場所は商工会議所の屋上と指定されたが、どうしたのか相手が来なかつた。興人は、原油基地計画を発表してから、二十日あまりで撤回に追い込まれた。そして、その二ヶ月のうちに倒産した。我が国戦後最大の倒産であった。理由は、前述したが、有馬温泉の土地開発の失敗で、そののち、会社更

生法の適用を受け、再建の道を歩き始めた。

倒産して残されたのが、直接市民の目にふれない海底に溜まる莫大なパルプヘドロである。とにかく、四十年にわたって日夜ストレートに垂れ流したヘドロである。潜水夫から聞いたところ、深い所は二米から三米堆積していると言う。

このヘドロは佐伯湾の水産物に大きな障害になり、イマージダウンになるので、市民会議は以前から正確な調査を要求してきた。県は要求を受け入れ、国に調査を要請、国は通産省の工業技術院地質調査所が、日本大学文理学部応用地学科の協力を得て、四十七年十一月に四日間にわたって、現地海底のヘドロの水平・垂直の分布、成分の分析、解析を行った。

そして、翌年八月に百四十四ページにわたる、詳細な報告書が発表された。(写真)この報告書は四十三年に発表された水質調査報告書(写真)が、死魚の原因を曖昧にした玉虫色の報告書に比べ、はるかに学術的良心に基づいて報告されていた。

報告書には、ヘドロの深さが二メートルある強汚染地域に十八万トン堆積し、中汚染地域に十六万トン堆積と



佐伯湾ヘドロ実態調査報告書
(昭和48年8月)



佐伯湾水質調査報告書
(昭和43年3月)

あつた。報告書の説明会では、弱汚染・微汚染を含めるとヘドロ総量は、五十万トンに達するという。強汚染の十八万トンはすぐに除去が望ましいが、中汚染の十六万トンも除去の必要があるということであつた。合計で三十四万トン、十トントラックで三万四千台分である。何んとも莫大な量で、この報告書には大きなショックを受けた。

当時、すでに佐伯港の港湾整備の工事が始まつていた。大型船が接岸出来る岸壁と、海底を十四メートルまで掘り下げる工事である。

この時は良心的に、まずヘドロの除去から始めた。大型の浚渫船の周りに、しつかりフェンスを張り、浚渫船には直径六〇センチ程の大きなバキュームがあつて、それが海底のヘドロを直接吸い上げ、長いパイプで陸上の興人敷地に噴出した。フェンスの外に、ヘドロがもれることはほとんど無かつた。我々は初めて、海底に溜まつていたヘドロの姿を見た。

灰色でタマゴの腐つた様な硫黄臭がして、とても魚貝が生息出来るものではなかつた。

その時、五万トン浚渫したと言うけれど、果して何ト

ンあるのか見当もつかなかつた。

四十八年には、佐伯港が国の重要港湾に指定された。総額八百億円の大計画である。そんなに港を整備しても、果して物流があるのかという疑問が起きた。佐伯の物流の主なものは、セメントと造船である。セメントも造船も専用岸壁がある。重要港湾の岸壁を使うのは、興人の輸入チップと外材である。

このために、八百億円も投入して岸壁を造る必要はあるのかという疑問である。漁民の中には、港湾は不需要だという根強い声があつた。そして、漁民はヘドロの二次公害を心配して反対したが、結局条件を出して同意した。しかし、その条件はほとんど実現していない。

国・県は不誠実である。今にして思えば、港湾の必要よりも港湾建設業者の工事と利益のための工事という色合いが強かつた。

そして、いよいよ平成八年から国土交通省による本格的な工事が始まつた。ところが、驚くべきことに五十二年の工事では、前述の様に、まずヘドロを浚渫して陸上に上げて、その中に海底の土砂もごつちや混ぜで、船の大きな工事は、ヘドロも土砂もごつちや混ぜで、船の大きな

バケツでつかんで運搬船に積むのである。バケツからヘドロが流れ落ち、フェンスの中はヘドロの濁りが充満した。満載した船は、フェンスを開けて彦島まで捨てに行くのである。汚濁防止のフェンスは、船の出入りで開けるからまったく役に立っていない。その上、フェンスは海底まで閉じていらない宙ぶらりんであつたから、ヘドロは流れ放題である。

国はこのヘドロを、前号に書いた土砂災害の彦島の内側にぶち込んだ。ここでもフェンスの張り方がズサンで、その上フェンスを開けて船が出入りするので、たちまち汚濁が拡がつた。おかしいのは、ここにヘドロを投入するのは公害物質の不法投棄であり、当然二次公害を起すものであるのに、「彦島藻場造成事業」なる名前を付けて投入した事である。

ヘドロを投入して藻が生えるのか、水産のための藻場なら水産庁が造る筈、それをなぜ国交省が造るのか、まったくデタラメにも程があつた。これは悪徳業者と座敷で網を引く、一部漁協幹部の考えた悪智恵を国が利用した不法行為である。よくもまあ、こういう事をやつたものである。

やがて、当然ヘドロによる二次公害が起きた。まず、石間の東側で養殖していた業者のブリ・ハマチが全滅した。業者はヘドロで死んだと抗議したが、国や県や手先の業者から「養殖場のある所は埋立てをするので、その時、充分補償する」と丸め込まれて、黙つてしまつた。そして、いよいよ大畠氏の三度目の苦難が始まった。大畠氏は、彦島の土砂被害の経験から、港湾工事のズサンな工法を指摘し、ヘドロが拡散しない様、真剣に抗議したが、国・県の担当職員は驚くべきことに「佐伯湾のヘドロは土砂とみなす」と回答して、工法を改めようとはしなかつた。

県の職員は、自分のペン一本で五十万トンのヘドロの存在を否定し「土砂だから問題ない」と言うのである。五十万トンの有機物のヘドロが、ペン先一本で土砂という無機物に変わつたのだ。この様な行為はサギであり、犯罪でなくて何であろうか。この様な県職員のしれつとした態度は許せるものではない。

大畠氏は、海上保安庁佐伯海上保安署に出向き、取締りを要請した。ところが、保安署はすでに口裏を合わせているのか、「佐伯湾ヘドロ実態報告書」を無視して

「土砂だから土砂の濁りは取締りの対象にならない」という、二べも無い返答だった。国の調査で、ヘドロは必然と存在する、それを国の職員がわざと認めない、なぜか。明らかに産廃の二次公害によつて魚や真珠が死ぬのに、保安庁は見て見ぬふりをするのだ。そこに業者の手が廻つた汚職のにおいを感じる。

保安署の公僕精神は、腐っている。なぜ、国交省は当初の様に、まずヘドロを除去して浚渫工事に取り掛からないのか。そうすれば、被害は未然に防げたのだ。

ヘドロの除去は国の法律「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と「公害防止事業費事業者負担法」によつて、排出した原因者が処理するか、その費用を負担しなければならないと決められている。佐伯湾のヘドロの原因者は興人である。そのヘドロを土砂にすれば、興人にとつて処理の手間と処理費用を免れるから大助かりであり、それは莫大な利益を意味する。おそらく、興人が国に手廻したのではあるまいか。これ程、国と公害企業の癒着はあるまい。

工事が進むにつれて、どうどう恐れた事態が発生した。養殖の真珠貝は港湾工事の現場や、彦島の捨場から五キ

ロ、七キロ離れているが、ヘドロの濁りは潮流に乗つて、貝の筏を襲つた。二十万個の貝のうち、六万個が死んだ。

大畠氏は、再び公害等調整委員会に提訴を決断した。前回、彦島の土砂被害の提訴を途中で取り下げたので、弁護士の先生方にはバツが悪かつたが、相談すると「やりましょう」と快諾してくれ、岡村・安東・清水の三弁護士と宮崎大学の生田先生が、前回と同じチームを組んでくれた。

公害等調整委員会は、前回取り下げたにもかかわらず、今回の提訴も真剣に受け止めてくれ、現地調査には委員長を始め、学識者の委員、多数の職員の方々が来佐し、調査船に乗り込み、佐伯湾のほぼ全域、蒲戸崎の海底から番匠川の佐伯大橋下まで、詳細に採泥し、潮流・流速を測定した。大畠氏は、委員会の真摯な態度に感謝し、手ごたえを感じた。そして、何度も上京し、弁護士と委員会に出席して意見を陳述し、質問に答え、証拠書類を提出し、そして、被害額六千三百万円の支払いを国に求めた。

工事による被害が発生し始めたのが平成八年、その八年後、ようやく公害等調整委員会は国に対し「アコヤ貝の大

量死は、工事の過失による」として、千九百万円の支払を命じた。

その金額は、被害額の三分の一に満たなかつたが、しかし、大畠氏は国を相手にして、とうとう勝つたのだ。永い永い八年間の闘いであつた。この勝利は、大畠氏の執念と三人の弁護士の先生、それに生田先生の協力のお陰であるが、闘いの中でいつも一抹の不安があつた。

それは、国の機関が国の機関を罰するであろうかといふ不安であった。それが総理府の公害等調整委員会は、国土交通省を罰したのだ。ここに正義があつた。勝つた日、大畠氏の目から大粒の真珠の様な涙がこぼれた。私は、この涙を公害等調整委員会の皆さんに見せたかつた。国土交通省は破廉恥にも公害委の裁定を不服として、民事裁判に提訴した。そこには、自らの非を悟るどころか、ただ己のメンツのみの提訴である。民事法廷では、公害裁判が困難であるからこそ、公害等調整委員会が設置されたのだ。民事提訴は、国が国の機関を否定する行為であろう。

国交省は提訴するどころか、自らのズサンな工事での様な事態を招いた事を反省し、責任を追及すべきである。

る。ヘドロを無視したこと、フェンスが意味をなさないズサンな工事をした事、工事の厳重な監督を怠つた事、そして業者のズサンな工事によつて、この様な被害を生じたのであるから、その損害の賠償を求めるべきではないか。また、この様な裁定が出た以上、警察はそこに犯罪はないのか、当然捜査すべきである。この様な事が一切行われていかない。今や行政が一番ヘドロに汚染されているのではないか。

大畠氏は裁定に勝つたが、永年の闘いによるストレスで肝臓病が悪化し、完全勝利を見ずに亡くなつた。なんとも無念残念の極みである。しかし、真珠を育て、漁協・漁民・地区民のあらゆる世話をしながら公害と闘い、権力に屈せず、漁民の誇りを守り通したその生涯は、佐伯の水産史上に永遠に輝くであろう。

また、大畠氏は真珠養殖で日中友好に尽くした。中国の研修生を受け入れ、宿舎まで準備し、数年間に涉つて技術のすべてを教えた。

自らも二度訪出し、現地で指導した。中国の漁民から、大畠氏ほど歓迎された人はないであろう。偉大な人物であった。

国は1900万円支払え



佐用支那事務所のしりせんせき場を調査する
佐用支那事務委員会(2000年7月30日)

「国が汚濁で実施した港湾整備事業の影響で、真珠を生産する量の養殖アコヤ貝が死んだ」として、佐用市農業課の眞珠養殖業者「オーハバタ」(大庭健一郎社長)が甲相手に約6,300円の支払いを求めて確定申請で、公害等調整委員会が審査を終え、「同請を承認」として、国に損害賠償の支払いを命じた。同請を承認したことと、国に損害賠償の支払いを命じた結果は初めてという。

整備工事の過失認定

「アコヤ貝大量死、泥が原因」

公害調整委が初の裁定

佐伯市

大分合同新聞 2003年2月5日